

令和5年度第1回水戸市社会福祉審議会（全体会）次第

日時 令和5年8月7日（月）午後2時～

場所 水戸市役所4階 政策会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 委員紹介

5 事務局紹介

6 諮問

(1) 水戸市障害者計画（第4次）の策定について

(2) 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

(3) 水戸市地域福祉計画（第4次）の策定について

(4) 水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について【報告】

7 議事

(1) 令和4年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について

(2) 令和5年度の全体会・各専門分科会の開催予定について

8 その他

9 閉会

令和5年度第1回水戸市社会福祉審議会（全体会）資料

資料1	水戸市社会福祉審議会（全体会）委員名簿	P 1
資料2	水戸市社会福祉審議会の概要について	P 2
資料3	水戸市社会福祉審議会条例	P 3
	水戸市社会福祉審議会運営要領	P 5
	水戸市社会福祉審議会関連法令	P 6
資料4	令和4年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について	P 8
資料5	令和5年度の全体会・各専門分科会の開催予定について	P 11

水戸市社会福祉審議会（全体会）委員名簿

	氏名	団体・役職等	備考
委員	有賀 絵理	茨城県地方自治研究センター研究員	
委員	五十嵐 博	水戸地区保護司会会長	
委員	池田 幸也	茨城キリスト教大学非常勤講師	委員長
委員	岡田 澄子	水戸市民間保育園園長会会長	
委員	鬼澤 真寿	水戸市議会文教福祉委員会委員	
委員	兼清 紀郎	水戸市障害者(児)福祉団体連合会会長	
委員	菊地 則行	水戸市民生委員児童委員連合協議会会長	
委員	佐藤 裕紀子	茨城大学教育学部教授	
委員	志賀 正章	水戸市学校長会会長	
委員	蒨 喜代子	水戸市保健推進員連絡協議会会長	
委員	高倉 富士男	水戸市議会副議長	
委員	武山 義隆	水戸市高齢者クラブ連合会理事	
委員	田澤 重伸	水戸市歯科医師会会長	
委員	土屋 和子	茨城大学人文社会科学部講師	
委員	中庭 由美子	水戸市議会文教福祉委員会委員	
委員	中山 彰眞	水戸市私立幼稚園協会会長	
委員	林 由香里	水戸市地域女性団体連絡会会長	
委員	藤澤 康彦	水戸市議会文教福祉委員会副委員長	
委員	細田 弥太郎	水戸市医師会会長	
委員	保立 武憲	水戸市社会福祉協議会会長	副委員長
委員	堀井 武重	水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長	
委員	マーサー川又	水戸市議会文教福祉委員会委員	
委員	武藤 邦彦	水戸地区社会福祉法人連絡会副会長	
委員	谷萩 美智子	水戸市ボランティア連絡協議会会長	
委員	山本 大	水戸薬剤師会副会長	

(25名)

任期：令和4年5月27日～令和6年5月26日（敬称略，五十音順）

資料2

水戸市社会福祉審議会の概要について

1 社会福祉審議会の概要

社会福祉審議会は社会福祉法第7条第1項の規定により設置され、社会福祉に関する事項を調査、審議するものです。

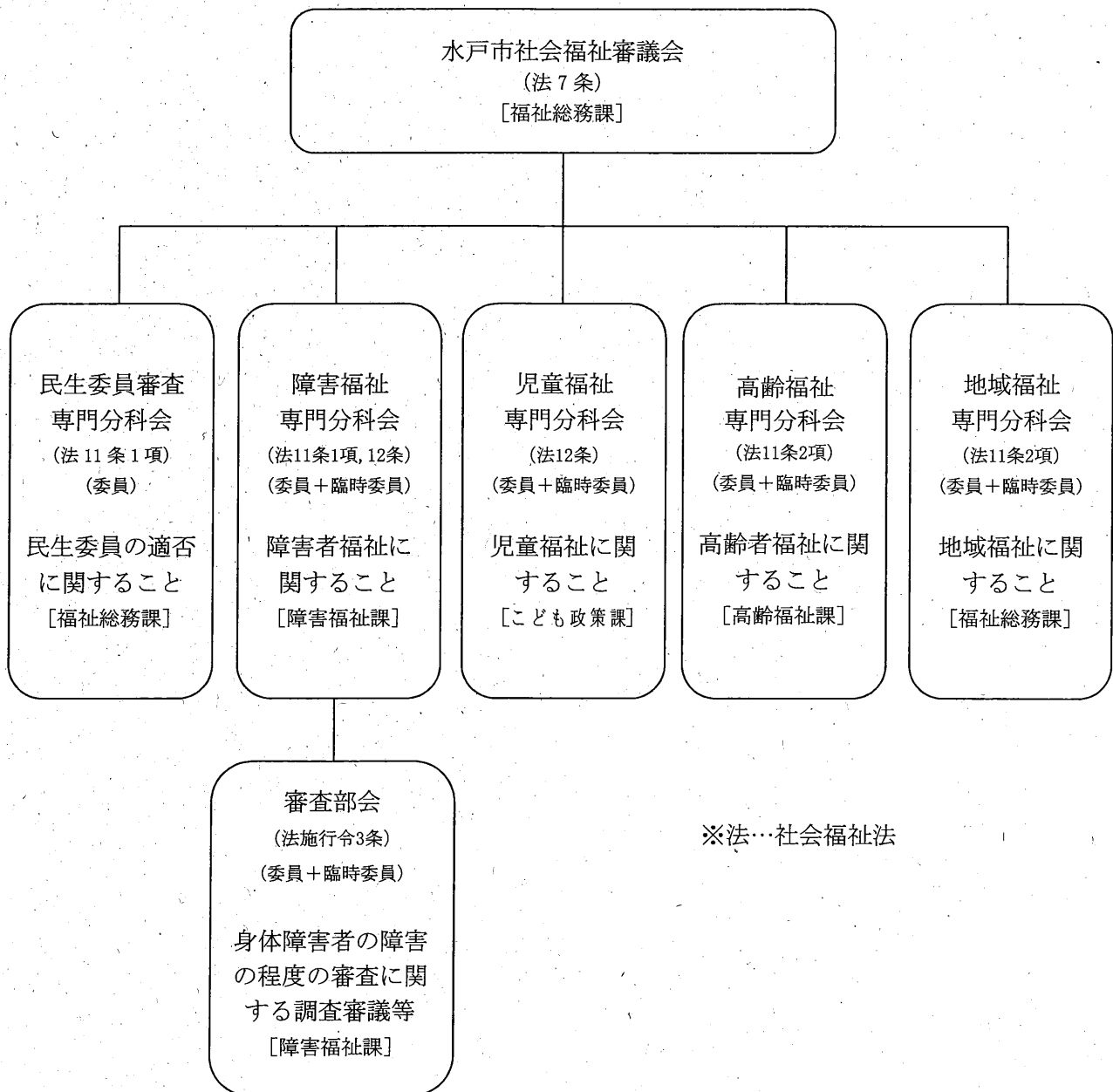
2 委員・臨時委員

社会福祉審議会には委員のほか、特別の事項を調査審議するための臨時委員を置くことができます。

委員及び臨時委員は、社会福祉法第8・9条の規定により、本市の市議会議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験者のうちから市長が任命します。

また、専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、水戸市社会福祉審議会条例第7条第2項の規定により、委員長が指名します。

3 組織



水戸市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て

て支援に関する事項を含む。)

(4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
- 4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項

- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。
- 4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（水戸市障害者施策推進協議会条例等の廃止）
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 水戸市障害者施策推進協議会条例（平成4年水戸市条例第44号）
 - (2) 水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例（平成10年水戸市条例第2号）
 - (3) 水戸市地域福祉推進委員会条例（平成18年水戸市条例第4号）
 - (4) 水戸市子ども・子育て会議条例（平成25年水戸市条例第35号）
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

水戸市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第91号）第10条の規定に基づき、水戸市社会福祉審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の特例)

第2条 委員長、専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3条 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(定数及び庶務)

第4条 次の号に掲げる専門分科会等の定数及び庶務については、次のとおりとする。

専門分科会等の名称	定数	庶務担当部課
民生委員審査専門分科会	7名以内	福祉部福祉総務課
障害福祉専門分科会	20名以内	福祉部障害福祉課
障害福祉専門分科会審査部会	12名以内	福祉部障害福祉課
高齢福祉専門分科会	20名以内	福祉部高齢福祉課
児童福祉専門分科会	20名以内	こども部こども政策課
地域福祉専門分科会	20名以内	福祉部福祉総務課

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年5月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

水戸市社会福祉審議会 関連法令

○社会福祉法

(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行令

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

資料4

令和4年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について

(1) 全体会

水戸市社会福祉審議会条例に基づき、各専門分科会の審議に係る令和3年度の結果及び令和4年度の開催予定等について報告を行った。

回数	開催日	主な議題	内容・結果等
第1回	7月20日(水)	(1) 各専門分科会及び部会委員の指名 (2) 令和3年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について (3) 令和4年度の全体会・各専門分科会の開催予定について	全体会1回 民生委員審査4回 障害福祉1回、同審査部会6回 高齢福祉1回 児童福祉2回 地域福祉1回

(2) 民生委員審査専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、民生委員推薦候補者の審議を行い、計437名（うち一斉改選関係428名）の民生委員児童委員の候補について適任と認めた。

回数	開催日	主な議題	内容・結果等
第1回	8月30日(火)	民生委員推薦候補者について	14地区 426名選出（一斉改選）
第2回	9月29日(木)	〃	2地区 2名選出（ 〃 ）
第3回	2月8日(水)	〃	7地区 9名選出

(3) 障害福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、(仮称)水戸市障害者計画(第4次)及び(仮称)水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定の方向性について説明を行った。

回数	開催日	主な議題	内容・結果等
第1回	3月27日(月)	(仮称)水戸市障害者計画(第4次)及び(仮称)水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定の方向性について	(仮称)水戸市障害者計画(第4次)及び(仮称)水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定の方向性の説明について

(3)-1 障害福祉専門分科会審査部会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、身体障害者福祉法施行令第5条第1項における身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の障害程度について審議を行った。

また、水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項について審議を行った。

回数	開催日	主な議題	内容・結果等
第1回	5月26日(木)	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項	種目 肢体不自由, 音声・言語・そ しゃく機能, 心臓機能 医師 3名指定
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計12件 適当6件, 非該当3件, 差戻3件
第2回	7月28日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計6件 適当6件
第3回	9月22日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計6件 適当6件
第4回	11月24日(木)	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項	種目 肢体不自由 医師 1名指定
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計8件 適当7件, 差戻1件
第5回	1月26日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計6件 適当4件, 非該当1件, 差戻1件
第6回	3月23日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度 計2件 適当1件, 差戻1件

(4) 高齢福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理(事業評価)を行った。

回数	開催日	主な議題	内容・結果等
第1回	11月9日(水)	第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理(事業評価)について	第8期計画の進捗状況(事業評価)の報告

(5) 児童福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理等を行った。

回数	開催日	主な議題	内容・結果等
第1回	10月7日(金)	(1) 特定教育・保育施設, 特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について (2) 水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について	現状及び第2期計画の事業進捗等の報告
第2回	2月28日(火)	(1) 特定教育・保育施設, 特定地域型保育事業の新設, 移行及び利用定員の変更について (2) 水戸市第7次総合計画策定について (3) こども育つまち・みと みとっこ未来パッケージ	特定教育・保育施設, 特定地域型保育事業の新設, 移行及び利用定員の変更承認 第7次総合計画の策定に関する報告 みとっこ未来パッケージに関する報告

(6) 地域福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第2条に基づき、地域福祉計画(第3次)の進捗管理等を行った。

回数	開催日	主な議題	内容・結果等
第1回	11月29日(火)	(1) 水戸市地域福祉計画(第3次)における関連事業の評価について (2) 水戸市地域福祉計画(第4次)策定に係る市民アンケートについて	第3次計画の進捗状況の報告 市民アンケート(案)に係る意見聴取

令和5年度の全体会・各専門分科会の開催予定について

(1) 全体会

回数	開催予定日	主な議題等
第1回	8月7日(月)	(1) 令和4年度の各専門分科会の審議結果等について (2) 令和5年度の各専門分科会の開催予定について

(2) 民生委員審査専門分科会

回数	開催予定日	主な議題
—	随時	(1) 民生委員推薦候補者について

(3) 障害福祉専門分科会

回数	開催予定日	主な議題
第1回	8月29日(火)	(1) 水戸市障害者計画(第4次)策定基本方針について (2) 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定基本方針について (3) 市民アンケート調査について (4) 総量規制について
第2回	9月	(1) 水戸市障害者計画(第4次)(素案)について (2) 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について
第3回	12月	(1) 水戸市障害者計画(第4次)(素案)について (2) 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について
第4回	3月	(1) 水戸市障害者計画(第4次)(素案)について (2) 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について

(3)-1 障害福祉専門分科会審査部会

回数	開催予定日	主な議題
第1回	5月25日(木) ※開催済み	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第2回	7月27日(木) ※開催済み	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第3回	9月28日(木)	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第4回	11月22日(水)	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項

第5回	1月25日(木)	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第6回	3月28日(木)	身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する事項
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項

(4) 高齢福祉専門分科会

回数	開催予定日	主な議題
第1回	7月12日(水) ※開催済み	(1) 水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について (2) 計画の進捗管理(事業評価)について
第2回	8月29日(火)	(1) 各種調査結果について (2) 水戸市の現状と課題
第3回	10月3日(火)	(1) 水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
第4回	11月7日(火)	(1) 水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について (2) 答申(案)について

(5) 児童福祉専門分科会

回数	開催予定日	主な議題
第1回	10月	(1) 特定教育・保育施設, 特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について (2) 水戸市子ども・子育て支援事業計画の事業進捗について (3) 次期計画策定に向けた基礎調査について
第2回	2月	(1) 特定教育・保育施設, 特定地域型保育事業の新設, 移行及び利用定員の変更について (2) 令和6年度「こども育つまち・みと みとっこ未来パッケージ」について

(6) 地域福祉専門分科会

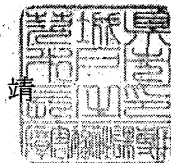
回数	開催予定日	主な議題
第1回	8月30日(水)	(1) 水戸市地域福祉計画(第3次)における関連事業の評価について (2) 水戸市地域福祉計画(第4次)策定基本方針について
第2回	12月	(1) 水戸市地域福祉計画(第4次)(素案)について
第3回	3月	(1) 水戸市地域福祉計画(第4次)(素案)について



障福諮問第3号
令和5年8月7日

水戸市社会福祉審議会
委員長 池田 幸也 様

水戸市長 高 橋 靖



水戸市障害者計画（第4次）について（諮問）

水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第24号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会へ諮問します。

記

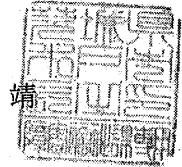
- 1 水戸市障害者計画（第4次）の策定について



障 福 諮 問 第 4 号
令 和 5 年 8 月 7 日

水戸市社会福祉審議会
委員長 池田 幸也 様

水戸市長 高 橋



水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について（諮問）

水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第24号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会へ諮問します。

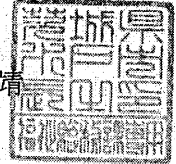
記

- 1 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について

福総諮問第1号
令和5年8月7日

水戸市社会福祉審議会
委員長 池田 幸也 様

水戸市長 高 橋 靖



水戸市地域福祉計画（第4次）について（諮問）

水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第24号）第2条の規定に基づき、
下記の事項について貴審議会へ諮問します。

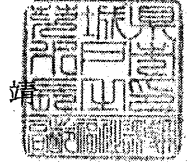
記

1 水戸市地域福祉計画（第4次）の策定について

高福諮問第1号
令和5年7月12日

水戸市社会福祉審議会
委員長 池田 幸也 様

水戸市長 高 橋



水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について（諮問）

水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第24号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会へ諮問します。

記

- 1 水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について